

労働者共産党 中央機関紙

第631号 (統合275号)

2022. 5. 1

1976年6月7日第三種郵便物認可《月1回刊1日発行》

定価 150円 (12回送料込2500円・密封2800円)

プロレタリア

発行所・新世界通信 発行人・小川春夫
東京都足立区梅島2-38-11-303
TEL 03(3849)4953 FAX 03(3849)4938
郵便振替 00160-4-174947
E-mail ga3129@i.bekkoame.ne.jp
URL http://www.bekkoame.ne.jp/i/ga3129



▲「特掃」拡充！戦争やめろ！三角公園に150人

大阪では5月1日、第53回釜ヶ崎メーデーが早朝7時半から西成区三角公園で開始され、150名近くの仲間が結集した。冒頭、司会の釜ヶ崎日雇労働者佐々木書記長が、今メーデーの基調を提起した。「星野リゾートホテルの始動で、新しい釜ヶ崎のイメージ作りが進行しているかに見受けられる」

世界の労働者・民衆の行動が不可欠だ。日本では、東アジア近隣への民族排外主義をあり、脅威をとなえる自・公(維新を含む)に対決していくことが急務だ。「今メーデー行動の勝利を期して、新センター問題を当面の視野に入れて、釜ヶ崎の未来に向けての議論と闘いを強めていこう」と提起した。続いて、反失業連絡会を代表して松本さん(釜ヶ崎支援機構)が、「釜ヶ崎メーデー要望書のまとめ」を読み上げ、皆で確認。この「まとめ」は、1月4日の対府市要望書をあらためてまとめられたもので、特別清掃事業の拡充(5700円から7500円への賃上げ要求などを含む)、特掃登録緩和、若年不安定労働者支援、生活保障など7項目から成り立つものだ。メーデー集会に呼んだ府商工労働部の役人に、これを手渡した。5月末には釜において「話



▲ 3年ぶりの憲法大集会 (東京・有明公園)

し合い」が継続される。集会は支援の仲間の連帯発言のあと、釜ヶ崎域内の周回デモに移り、今後の闘いの決意、全世界の労働者・被抑圧民衆との連帯を確かめ合った。なおデモの後、大阪連合メーデーの清掃労働者に、50名の釜ヶ崎労働者が出向いた。(大阪I通信員)

4月12日から28日まで強行された韓米合同軍事演習に反対し、4月6日、資本主義を超える新しい時代を拓く反戦実行委員会(反戦実)の呼びかけで、「韓米合同軍事演習を中止せよ!」4.6米大使館抗議 緊急行動」が、東京港区のアメリカ大使館を以て(大使館前は警察が不法に阻止)行なわれ約30名が参加した。反戦実の呼びかけ趣旨は、この韓米合同演習は第一に、朝鮮戦争の終結と朝鮮半島の南北統一への動きに逆行するものである。第二に対朝鮮だけ

5月3日の日本国憲法施行75年の記念日、「改憲発議を許さない!」2022憲法大集会」が東京江東区の有明防災公園で開かれ、1万5千人が参加した。主催は、平和といのちと人権を! 5.3憲法集会実行委員で、総がかり行動実行委員会などが共催。午後のメイン集会で、まず藤本泰成さんが主催者挨拶、「ロシアによる今回の戦争も、自衛権の名の下に開始され

韓米合同軍事演習中止! 4.6米大使館前緊急行動 韓国民衆と連携し

ウチナーイクサバやナランドー「復帰」50年を問う5.15デモ
開催するな!クアッド やめろ!岸田・バイデン会談 5.22新宿デモ
5月22日(日)午後4時集合・新宿アルタ前(新宿駅東口)
主催 同アモ実行委員会

第四に、行動で東アジアの民衆連帯を進展させるためとしている。このような主張と闘いは、ロシアのウクライナ侵略を契機に、アメリカ帝国主義を主柱とした世界秩序の崩壊が進行し始めたなか、国際的な労働者民衆による反撃の狼煙とも見える。現に日韓民衆連帯の闘いは、いまだ弱体といえども相互の第三極的勢力を中核として、国際連帯の広がりを取りつつある。この意味で韓米合同軍事演習に反対する今回の闘いは、小さいながらも継続した重要な一歩と言える。発言では、呼びかけの反戦実からの挨拶に続き、オンラインを使い韓国民衆連帯委員長で祖

5.1全世界労働者 不戦の大団結万歳!

釜ヶ崎メーデー、会場で府へ要望書

5.3憲法大集会に1万5千人 改憲発議は阻止する

韓米合同軍事演習中止! 4.6米大使館前緊急行動

岸田自公政権は、ロシアのウクライナ侵略を奇貨として、事実上の交戦国米国NATO陣営と一体化し、戦争する日本国家へ突進している。4月27日、自民党が「国家安全保障戦略」年内改定へ向け、①敵国の基地も指揮統制機能も攻撃する「反撃能力」の保有、②軍事費GDP比2%以上、③紛争当事国への幅広い武器輸出、とする提言を岸田に提出した。5月23日、米バイデン大統領が来日して日米首脳会談、24日にはクアッド(日米豪印戦略対話)が強行されんとしている。西のNATO・東のクアッド、対中国戦争に日豪を引き込む枠組である。インドの立ち位置は微妙であるが、韓国ユン・ソギョル新政権がクアッド参加志向で日米韓軍事同盟にもつながる。こうした情勢で5.15、沖縄の「復帰」50年となる。沖縄・琉球を再び戦場にしたいなら、東アジアに戦場は作らせない。国際連帯で平和実現、自公政権打倒の示威行動を連続させよう!(編集部)

音楽堂で開催され、野音内・外に約3000名が参加した。諸課題スローガンの内、賃金闘争では、「大幅賃上げ、今すぐ誰でも!」以上、全国一律最賃を確立しよう!と掲げた。反戦平和闘争では、「ロシア軍によるウクライナ軍事侵略攻撃!ウクライナによる武力での対抗ではなく対話による外交解決を訴え、全世界の人々

あるNATO東方拡大策への批判が欠落しているが、これは集会在日米安保堅持の立憲、祖国防衛を主柱とした世界秩序の崩壊が進行し始めたなか、国際的な労働者民衆による反撃の狼煙とも見える。現に日韓民衆連帯の闘いは、いまだ弱体といえども相互の第三極的勢力を中核として、国際連帯の広がりを取りつつある。この意味で韓米合同軍事演習に反対する今回の闘いは、小さいながらも継続した重要な一歩と言える。

国平和統一担当のキム、ウニョンさんから、力強いアピールが行なわれた。韓国では民衆団体の崩壊が進行し始めたなか、国際的な労働者民衆による反撃の狼煙とも見える。現に日韓民衆連帯の闘いは、いまだ弱体といえども相互の第三極的勢力を中核として、国際連帯の広がりを取りつつある。この意味で韓米合同軍事演習に反対する今回の闘いは、小さいながらも継続した重要な一歩と言える。



▲ 米軍は東アジアから出ていけ (米大前)

# 4・16 さようなら原発首都圏集會に 2300 人

## あくまで「原発反対」「戦争反対」

4月16日、東京江東区の亀戸中央公園で、「4・16 さようなら原発首都圏集會」が行なわれ、2300人の労働組合員や市民が参加した。

この「3・11」の周年集會は、福島原発事故から11年と銘打たれるとともに、今年はウクライナに平和を！ロシアは原発に手を出すな、とも掲げられた。主催は、さようなら原発一千万署名市民の會。



▲ 福島原発事故から 11 年、労働組合旗林立の亀戸中央公園 (東京 4・16)

争ダメ」を倦むことなく叫び続けよう」と訴えた。最初の報告は、東電刑事裁判と汚染水海洋放出について、宇野朗子さん(福島原発訴訟支援団)。福島原発事故の避難家族でもある宇野さんは、東電刑事裁判について、「告訴団の運動でようやく強制起訴に持ち込んだ裁判は16年に開始されたが、一番の無罪判決を許さず、事故原因を検証し、事故責任を東電に取らせねばならない。東京高裁の控訴審を6・6で結審させてはならない。控訴審での公正判決を求める署名を展開中」と報告した。

核燃料サイクルの破綻と下北の現状について、山田清彦さん(核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団事務局長)。政府・原発推進派は、もんじゅ廃炉で核燃が破綻したにもかかわらず、六ヶ所再処理工場を稼働させようとしている。核燃を断念せず、1万人訴訟は提訴30年もたつのに、まだ引き延ばしをやっている。東海第二原発差止め裁判について、大石光伸さん(東海第二原発差止め訴訟共同代表)。「日本原発に対するこの裁判では、昨年3・18水戸地裁差止め判決を得た。年内

にやっとならざるかという東京高裁の控訴審では、すでに380ページの控訴理由書を出し、徹底的に審理させる方針です」と報告。また、東電・国に対する民事3件の最高裁判断、株主代表訴訟7月判決が注目され、関連してくると報告した。ロシアの侵攻と原発占

拠については伴英幸さん(原子力資料情報室)、ウクライナ支援については田口務さん(日本YMCA)が報告した。集會会場でも行なわれたウクライナ避難民支援募金は、ヨーロッパ各国のYMCAなどに参加する労働組合員などが奮闘したといえる。また3月には、青年労働員を中心とするフクシマ連帯キャラバンも今年も実行されている。なお、「さようなら原発一千万署名」は22年1月現在で、882万6517筆。(東京W通信員)

という状況下の今年の「3・11」は、代々木公園3・21、この亀戸4・16と、「原発反対」「戦争反対」を掲げて行なわれた。いぜん拡がりや欠くが、原水禁や平和フォーラムに参加する労働組合員などが奮闘したといえる。また3月には、青年労働員を中心とするフクシマ連帯キャラバンも今年も実行されている。なお、「さようなら原発一千万署名」は22年1月現在で、882万6517筆。(東京W通信員)

を認めない誤りを正すための証人申請も採用とされた。そこで、長期評価の信頼性を認めた千葉訴訟判決文の採用を受け、「村方博英(ぼくち)吟味候所、内の家来共致し候へ村の者の吟味見書提出となつた」と行動の目的を示した。

次いで河合弘之弁護士の「何としても逆転したいと海渡弁護士が370ページの意見書を書いた。それを今日提出する」と述べた。その海渡弁護士は、「意見書は、その7/8割が刑事裁判で明確になった事実に基づいて書いた。株主代表訴訟などで採用された事実も論じている。訴訟で明らかになった事実で、充分有罪判決が書けることを裁判官に証明している。裁判を絶対このまま終わらせない」と決意を示した。

午後、参院議員会館で報告集會。大河陽子弁護士は、「本日の意見書は、告訴人代理として提出。今後、被害者代理人としての意見書も提出する。」控訴審が6・6に結審した後、傘(かさ)足駄(あしだ)に、民事3件で最高裁の判断となる可能性は高くない。6・6を最終判断にさせない訴訟展開が必要だ」と指摘。海渡弁護士も同様に、「6月中旬からいよいよ最高裁判決が出る。しかし6・6で結審してしまつてはすでに遅しだ。もう一回控訴審を開かせるよう働きかけると述べ、最後まで闘い抜く姿勢を示した。

東電刑事訴訟は、決定的な局面に達した。支援団と連携して断固勝利しよう！(東京O通信員)

申し入れる。これに対して、地主の三郎左衛門は「内歩改め」をするならば、という条件付きで受け入れた。「内歩改め」とは、畦などを耕地に組み入れ、村高を改め増大させてその増加分を含めた平均金額をもつて賃代金とするのである。地主にとっては、田畑面積が増えれば、利米も増え、利益はさらに増大するからである。

### 最高裁「長期評価」最終判断へ 東電刑事公判を6・6で終わらせてはならない

福島原発事故での東京電力旧経営陣の業務上過失致死傷罪を問う東電刑事裁判、その第3回控訴審が、6月6日と決められた。この第3回公判では、検事側の指定弁護士と東電弁護士のそれぞれが、補充論を行ない、また被害者が心情意見陳述を行なって、結審する見込みと言われている。

これに先立って4月5日、福島原発刑事訴訟支援団は、「東京高裁は被害者の声を聞け！長期評価の信頼性を認め有罪判決を！東京高裁への意見書提出行動&東京集會」を高裁前で開催した。この行動は、4月10日の福島県民集會に連なる。

東京高裁・細田啓介裁判長は、第2回控訴審で、指定弁護士が公正な裁判のために求めた現場検証と証人申請を「必要なし」として平然と却下

した。一方、損害賠償請求の千葉訴訟・東京高裁判決文など、9点の証拠を採用した。

この千葉訴訟高裁判決(第22民事部・白井幸夫裁判長)は、「土木学会の津波評価技術と推本の長期評価のいづれもが、専門家を含む構成員が議論を重ね、一方は学術的権威のある学会が、他方は国の機関が公表したもので」とし、「長期評価に示された見解については相応の科学的信頼性のある知見である。津波評価技術と比較しても科学的信頼性において同等」と述べて、長期評価の信頼性を認めている。

海渡雄一弁護士は、この判決文から、「推本の長期評価が、津波対策を基礎づける信頼性を有しているという前提に立ち、一審の誤った無罪判決を破棄し、被告人らに対する有罪判決を下す

べきである」と指摘する。最高裁判所は3月2日、民事の避難者訴訟である千葉訴訟・群馬訴訟・福島訴訟の3事件について、東電の責任を確定させ、また国の責任については4月中旬に口頭弁論を開くとした。国の責任に係る「長期評価の信頼性」について、最高裁で今夏にも最終判断が示されることとなったのである。また東電株主代表訴訟では昨秋現場検証が行なわれたが、この東京地裁判決も7月13日、東電刑事訴訟を、これまで終わらせてしまつてはならない。

4・5東京集會は、高裁前に約百名が参加。また佐藤和良・刑事訴訟支援団団長が挨拶。佐藤さん(前控訴審で却下した裁判長は、現場検証を却下し、また一審の長期評価

を認めない誤りを正すための証人申請も採用とされた。そこで、長期評価の信頼性を認めた千葉訴訟判決文の採用を受け、「村方博英(ぼくち)吟味候所、内の家来共致し候へ村の者の吟味見書提出となつた」と行動の目的を示した。

次いで河合弘之弁護士の「何としても逆転したいと海渡弁護士が370ページの意見書を書いた。それを今日提出する」と述べた。その海渡弁護士は、「意見書は、その7/8割が刑事裁判で明確になった事実に基づいて書いた。株主代表訴訟などで採用された事実も論じている。訴訟で明らかになった事実で、充分有罪判決が書けることを裁判官に証明している。裁判を絶対このまま終わらせない」と決意を示した。

午後、参院議員会館で報告集會。大河陽子弁護士は、「本日の意見書は、告訴人代理として提出。今後、被害者代理人としての意見書も提出する。」控訴審が6・6に結審した後、傘(かさ)足駄(あしだ)に、民事3件で最高裁の判断となる可能性は高くない。6・6を最終判断にさせない訴訟展開が必要だ」と指摘。海渡弁護士も同様に、「6月中旬からいよいよ最高裁判決が出る。しかし6・6で結審してしまつてはすでに遅しだ。もう一回控訴審を開かせるよう働きかけると述べ、最後まで闘い抜く姿勢を示した。

東電刑事訴訟は、決定的な局面に達した。支援団と連携して断固勝利しよう！(東京O通信員)

申し入れる。これに対して、地主の三郎左衛門は「内歩改め」をするならば、という条件付きで受け入れた。「内歩改め」とは、畦などを耕地に組み入れ、村高を改め増大させてその増加分を含めた平均金額をもつて賃代金とするのである。地主にとっては、田畑面積が増えれば、利米も増え、利益はさらに増大するからである。

復利計算で借金を膨らませる(たまった利息を元金に繰り入れて膨らませること)のは、高利貸の常とう手段であるが、三郎左衛門は他にもさまざまな手段を以て、百姓からの収奪を図った。たとえば、①前述のように「内歩改め」によって、更に収益を増大させたこと、②自ら指名した時三郎(蒲原郡城塚新田の者)を庄屋代にして、さまたげない策謀を以て借金取り立てを行ない、村民を潰れ百姓に追い込んだこと、③文化3年の凶作に際して、翌年藩から御救い米が下付されたが、三郎左衛門は未納の年貢米と相殺する形にして、実際には百姓への下付を遮断したことなどがあげられる。この結果、菅田村96軒のうち、31軒が潰れた(全体の32%)であった。(つづく)

注1)賃地の増金(ましきん) \* 上借金(うわかりきん)とも言う)とは、土地を賃に入れたときに賃代金の他に賃置人が後で上乗せして賃取人から借用する米金銭のことである。

集中する流れが形成されることがある。中山氏によると、越後の「大地主の土地所持は第一に自営農層を主体とする集積対象からの小規模な、しかし件数上圧倒的に多数の集積によって形成されている。安永・天明期(1772-1804)から化政期(1804-1830)までの間の状況は広範な村々で農民的土地所持が質地的に土地所有に組み替わられていった状況を示すものといえる。第二に大規模集積・所持は中小地主層からの集積がなれば形成されなかったこともまた明らかである。中小地主は村方地主層からの集積が大地主諸家の地主小作関係に影響したことは容易に想定される。(中山清著「近世大地主制の成立と展開」吉川弘文館1999年 P.113)のであったと言われる。その事例として、越後国北蒲原郡中村のケースが見られる。

幕領・中村(現・阿賀野市)の所持地は、1800(寛政12)年までに過半の土地が買入れられ、それでも経営は苦境を脱せず、村役人や惣百姓が相談した結果、全村買入れを決定した。だが、すでに中村の所持地のいくつかは村外に流しに奔走し、一村として取りまとめたのは近隣の庄屋(地主)である。だが、その庄屋に「……一村所持の力はなく請返(うけかえ)し)代金その他の資金は市島家(越後の大地主)から提供されている。享和期(1716-1736年)から始まった一村買入れへの動きは文化二年(1805

年)二〇〇余両の質流証文が庄屋家と市島家との間で契約されて終了する。(中山前掲書 P.113)であった。また、越後国北蒲原郡菅田村(すげたむら) \* 中条町(現・胎内市)の場合、一村全体が高利貸の金融活動に引き込まれ、雪だるま式に借金にまみれる典型的な様子を示している。その経過を以下に見ると、

(1) 1796(寛政8)年11月、菅田村の村民全員は、中村浜(中条町大字中村浜)・現・胎内市)の名主・佐藤三郎左衛門の祖父に土地を買入れた(この際、佐藤家は菅田村の庄屋も兼任する)。前々から連作が続く、百姓経営が成り立たなくなったからである。この時の買入金元金は、高501石6斗4升5合に対して、1453両余であった。買入れ年季は、5年であった。

(2) しかし、5年後の享和元(1801)年の暮れになつても、返済のめどもなく、むしろ5年間の利米は1599石余になり、換算すると約545両となる。そこでこの約545両を元金に繰り込み、新たな元金は約1999両となった。

(3) だが、5年後の文化3(1806)年に年季明けとなるが、やはり返済も出ず新たに借金が約908両も増え、借金総額は約2907両となり、寛政8年時の約2倍に膨らむ。

この時は、菅田村民はもはや請返はできないのですべてを流地にして三郎左衛門へ渡すので、代わりに増金(ましきん)1)を受け取りたいと

申し入れる。これに対して、地主の三郎左衛門は「内歩改め」をするならば、という条件付きで受け入れた。「内歩改め」とは、畦などを耕地に組み入れ、村高を改め増大させてその増加分を含めた平均金額をもつて賃代金とするのである。地主にとっては、田畑面積が増えれば、利米も増え、利益はさらに増大するからである。



